

静岡県私立学校経常費補助金交付要綱

施行	昭 55. 6. 27
改正	昭 57. 1. 7
改正	昭 63. 7. 15
改正	平 6. 6. 30
改正	平 8. 3. 29
改正	平 11. 3. 31
改正	平 19. 2. 9
改正	平 20. 3. 28
改正	平 24. 6. 14
改正	平 25. 4. 23
改正	平 27. 10. 28
改正	平 28. 5. 26
改正	平 30. 6. 4
改正	令 3. 4. 1
改正	令 3. 4. 1

第1 趣旨

知事は、私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に定める特定教育・保育施設を除く。以下同じ。）（以下「私立学校」という。）の教育の充実と私立学校に在学する児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、県内において私立学校を経営する学校法人並びに学校法人以外の幼稚園設置者（以下「学校法人等」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、私立学校振興助成法（昭和 51 年法律第 61 号）、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

次に掲げる要件を備える学校法人等が経営する私立学校の経常的経費とする。ただし、知事が認める学校法人にあっては、アに掲げる要件を備えることを要しない。

ア 小学校、中学校又は高等学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人にあっては公益社団法人静岡県私学協会に、幼稚園を設置する学校法人等にあっては一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会に加入していること。

イ 学校法人にあっては、監事が理事長の配偶者又は 3 親等以内の親族でないこと。

ウ 学校法人以外の幼稚園設置者にあっては、学校法人化計画書を知事に提出し承認されている者。

(2) 補助額

児童等数、学級数、教職員給与費、児童等納付金等を基礎として別に算定した額

第3 補助金の減額等

学校法人等又はその設置する学校が次のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、補助金を減額して交付する、又は交付しないことができる。

(1) 法令の規定若しくは法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反し、又は寄附行為に重大な違反をしているとき。

(2) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫しており、かつ、その再建の見通しが立たないとき。

(3) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があり、学校法人等又はその設置する学校の運営が著しく阻害されているとき。

- (4) 学校法人等又はその設置する学校の運営上、著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用があるとき。
- (5) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いているとき。
- (6) 在学する児童等の数が知事の認可する定員を著しく上回るとき。
- (7) 日本私立学校振興・共済事業団又は公益社団法人静岡県私学協会、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会、若しくは公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団に対する義務の履行又は公租公課の納付を相当期間怠っているとき。
- (8) その他教育条件又は管理運営に適正を欠くとき。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書(様式第1号)
 - イ 理由書
 - ウ 事業計画書(様式第2号)
 - エ 収支予算書(様式第3号)
 - オ 資金状況調べ(様式第4号)
 - カ 前年度の収支計算書(ただし、前年度に引き続き申請をする学校法人は提出しなくてもよい。キについても同様とする。)
 - キ 前年度末日現在の貸借対照表
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 学校経営を中止する場合、学校経営が困難となった場合又はこの要綱第3の各項のいずれかに該当することとなった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に係る経理を明らかにする帳簿及び証拠書類並びに財務に関する計算書類を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (3) 学則の変更届及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)その他法令で定める諸届、諸報告を怠らないこと。

第6 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第5号)
 - イ 事業実績書(様式第2号)
 - ウ 収支決算書(様式第3号)
 - エ この要綱第2(1)ウにあっては、学校法人化措置状況報告書(様式第6号)
- (2) 提出期限
補助金交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日まで

第7 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書(様式第7号)
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第8 概算払の請求手続

- 提出書類 1部
概算払請求書(様式第7号)
附 則

この要綱は、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 56 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 63 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 8 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 11 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

静岡県私立学校経常費補助金（追加）交付申請書

第 年 月 日
号

静岡県知事 氏 名 様

設置者所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年度の私立学校経常的経費に対して、補助金を（追加）交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

- 1 交付申請
金 額 円
- 2 概算払の承認申請
(1) 金 額 円
(2) 理 由
(3) 時 期

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

事業計画書（事業実績書）

設置者名（ ）

学校名	補助対象事業費科目	予算額(決算額)	財 源 の 内 訳	
			経常費補助金充 当予定(済)額	設置者負担額等
	人 件 費		/	
	教育研究経費			
	管 理 経 費			
	計			
	人 件 費		/	
	教育研究経費			
	管 理 経 費			
	計			
合 計	人 件 費		/	
	教育研究経費			
	管 理 経 費			
	計			
備考				

(注)

- 1 この表は、様式第3号の総括表となるため、該当科目における金額と一致させること。
- 2 「学校名」欄は、設置する学校により適宜省略又は追加すること。

支出の部

科目	学校名		総額
		円	円
人件費			
教員人件費			
職員人件費			
校医等報酬			
教育研究経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
減価償却額			
管理経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
減価償却額			
支出の部合計			

(注)

- 1 収入の部の設置者負担額等は、会計基準による事業活動収支予算書（事業活動収支計算書）教育活動収支により経常的支出の財源に充当した金額について記入すること。
ただし、教育活動外収支における受取利息・配当金を経常的支出の財源に充当した場合は計上することができる。
- 2 支出の部の人件費、教育研究経費、管理経費は、会計基準による事業活動収支予算書（事業活動収支計算書）教育活動収支の大科目の人件費、教育研究経費、管理経費の区分により記入すること。
ただし、教育研究経費と管理経費の科目を区分しない幼稚園設置者にあつては、教育研究経費及び管理経費については「経費」の科目とすることができる。
- 3 支出の部の金額を記入するに当たっては、次の点に留意すること。
 - (1) 他の補助金等（退職金社（財）団からの収入を含む。）の補助対象経費及び平成14年4月17日付け私振第80号通知に基づく私立学校経常費補助金の補助対象外経費は除外すること。
 - (2) 役員報酬は除外すること。
 - (3) 教育研究経費及び管理経費のうち、補助活動費及び法人会議は除外すること。
 - (4) 奨学金については、生活困窮者等を対象とした授業料等の減免に要した費用のみを記載すること。
- 4 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によることができる。
- 5 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4横型）

学校法人名
学校名

資 金 状 況 調 べ

月別 区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
収 入														
	計													
支 出														
	計													
差引残高														

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

設置者所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号により 年度私立学校経常的経費の補助金
交付の決定を受けた学校経営の結果について、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

学 校 法 人 化 措 置 状 況 報 告 書

幼稚園名

設置者名

年4月 1日から

年3月31日まで

学 校 法 人 化 の た め の 資 産 充 実 状 況	園地を取得した。
	園舎を取得した。
	助成法附則第2条第3項の特別会計（幼稚園会計）に自己財産を繰入れた。
	同上の特別会計で学校法人化のための積み立てを行った。
	園地・園舎の取得のため具体的に貸主と相談した。
学 校 法 人 化 の た め の 検 討 状 況	県に認可の手続について具体的に相談した。
	園内で検討会を行った。 （具体的に）
	学校法人化のための外部での研究会等に参加した。
	これまでには特別な措置をしなかったが、〇〇年度に〇〇する計画を策定した。（具体的に）
	その他（具体的に）

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金（追加）交付の確定（決定）を受けた 年度私立学校経常費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

設置者所在地
名 称
代 表 者 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名